

＜傷害総合保険「安心BOX」 介護諸費用補償特約の改定について（2011年10月実施）＞

傷害総合保険「安心BOX」の介護諸費用補償特約*につきまして、ご契約期間の初日が2011年10月1日以降となるご契約から、次のとおり改定を実施いたしました。

* 介護諸費用補償特約

被保険者（保険の補償を受けられる方）が偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日から180日以内に重度後遺障害による要介護状態となられた場合において、事故発生日から181日を超えて重度後遺障害による要介護状態が継続した場合に、介護諸費用保険金をお支払いするものです。

保険証券や契約申込書などに記載している特約の記号は、T6、T7、T8またはT9となります。

改定の背景

- 2011年2月に、労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（2011年2月1日厚生労働省令第13号）に基づき、労働者災害補償保険（政府労災）における障害等級の取扱いについて改正*が行われました。
- 傷害総合保険「安心BOX」の介護諸費用補償特約は、後遺障害等級表を労働者災害補償保険（政府労災）の障害等級表に準じて定めていることから、同様の改定を行うものです。

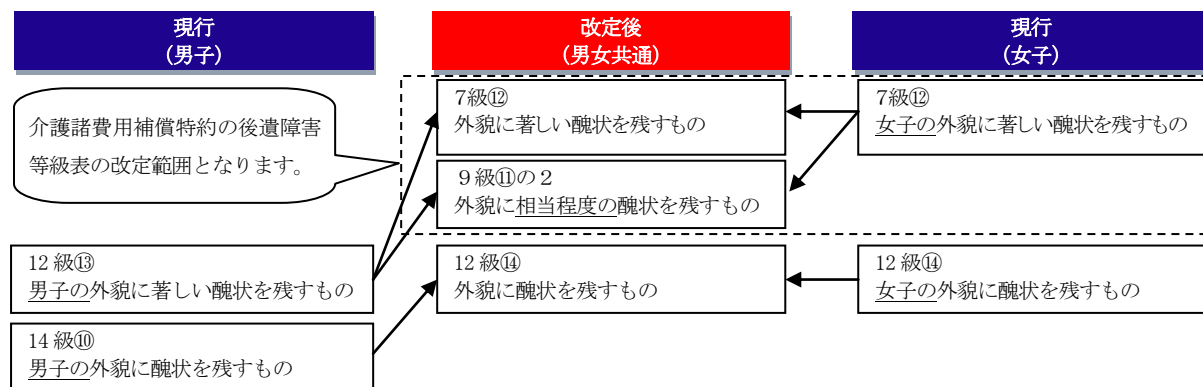
*これまで外貌に障害が生じた場合には、その程度のほか、男女間で認定される障害等級に格差がありましたが、男女間で格差を設けることが違憲であるとの判決がなされたことを受けて、男女同一の取扱いとする内容の改正です。

改定内容

- 傷害総合保険「安心BOX」の介護諸費用補償特約は、後遺障害等級表の第1級から第11級までを定めるため、次の労働者災害補償保険（政府労災）の障害等級表の改定内容のうち第11級までの改定を実施し、外貌の障害に関する男女間の格差を解消しました。

＜労働者災害補償保険（政府労災）の障害等級表＞

（下線部分が改定内容です。）



＜傷害総合保険「安心BOX」介護諸費用補償特約 後遺障害等級表＞

第7級	1. 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの (注) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 12. <u>外貌に著しい醜状を残すもの</u>（旧規定：女性の外貌に著しい醜状を残すもの） 13. 両側の睾丸を失ったもの
-----	---

第9級	1. 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの 13. 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15. 1足の足指の全部の用を廃したもの 16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの（新設） 17. 生殖器に著しい障害を残すもの
-----	---

ご注意 傷害総合保険「安心BOX」の介護諸費用補償特約の保険金のお支払いには、「重度後遺障害による要介護状態」が発生することが必要ですが、この重度後遺障害とは約款に定める後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級3.もしくは4.のいずれかに該当することをいいます。

したがって、外貌の障害のみでは重度後遺障害に該当いたしません。ただし、同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合において、次のいずれかに該当することにより第2級の障害とみなすことができる場合は、重度後遺障害と認定する取扱いがあります（介護諸費用補償特約第5条）ので、これに該当する場合には介護諸費用保険金をお支払いいたします。

①第3級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
⇒第7級の外貌の障害と、第3級（3.または4.以外）または第4級の障害が生じた場合には第2級とみなされます。

②第3級から第11級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
⇒第7級または第9級の外貌の障害と、第3級（3.または4.以外）の障害が生じた場合には第2級とみなされます。

※上記のほか、第3級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級を適用する規定がありますが、外貌の障害は最も重いもので第7級となりますので、これに該当することはありません。